

現 行	改 正 案
<p>I－2－1－2 取引時確認、疑わしい取引の届出</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市场に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。資金移動業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>I－2－1－2－1 主な着眼点</p> <p>資金移動業者の業務に関して、<u>犯収法による取引時確認及び疑わしい取引の届出を行うに当たっては、テロ資金供与やマネー・ローンダーリング、資金移動サービスの不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</u></p> <p>(1) <u>取引時確認や疑わしい取引の届出を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</u> 特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の<u>点を十分留意しているか。</u> (注) <u>取引時確認や疑わしい取引の届出においては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（24 年 10 月金融庁）を参考にすること。</u></p> <p>【I－2－1－2－1(1)⑥より】</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>I－2－1－2 取引時確認等の措置</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（犯収法第 11 条に定める取引時確認等の措置をいう。以下「取引時確認等の措置」という。）に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市场に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。資金移動業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>I－2－1－2－1 主な着眼点</p> <p>資金移動業者の業務に関して、<u>取引時確認等の措置を的確に実施し、テロ資金供与やマネー・ローンダーリング、資金移動サービスの不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</u></p> <p>(1) <u>取引時確認等の措置を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</u> 特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の<u>措置を講ずるよう努めているか。</u> (注) <u>取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（平成 24 年 10 月金融庁）を参考にすること。</u></p> <p>① <u>管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダーリング対策のコンプライアンス担当者など、犯収法第 11 条第 3 号の規定による統括管理者として、適切な者を選任・配置すること。</u></p> <p>② <u>テロ資金供与やマネー・ローンダーリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を講じるために、以下のような対応を行うこと。</u></p> <p>イ. <u>犯収法第 3 条第 3 項に基づき国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、取引に關係する国・地域、顧客属性等の観点から、自らが行う</u></p>

現 行	改 正 案
<p>① 適切な従業員採用方針や利用者受入方針を有しているか。 <u>(新設)</u></p> <p>② コルレス契約について、<u>犯収法第10条および同施行規則第25条</u>に基づき、以下の体制が整備されているか。</p> <p>（注）<u>犯収法施行規則第 25 条</u>の「外国所在為替取引業者との間で委託契約又は受託契約を締結して為替取引を行う場合」とは、国際決済のために外国所在為替取引業者（コルレス先）との間で電信送金の支払、手形の取立、信用状の取次、決済等の為替業務、資金管理等の銀行業務について委託契約又は受託契約（コルレス契約）を締結して為替取引を行う場合をいう。</p> <p>イ. コルレス先の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための体制整備の状況及び現地における監督当局の当該コルレス先に対する監督体制等について情報収集に努</p>	<p>取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等（以下「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、定期的に見直しを行うこと。</p> <p>口. 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、必要な情報を収集・分析すること、並びに保存している確認記録及び取引記録等について継続的に精査すること。</p> <p>ハ. 犯収法第 4 条第 2 項前段に定める厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）第 5 条に定める顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外の取引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してテロ資金供与やマネー・ローンダリング等の危険性の程度が高いと認められる取引（以下「高リスク取引」という。）を行う際には、統括管理者が承認を行い、また、情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。</p> <p>③ 適切な従業員採用方針や利用者受入方針を策定すること。</p> <p>④ 必要な監査を実施すること。</p> <p>【 I – 2 – 1 – 2 – 1 (4)へ】</p>

現 行	改 正 案
<p>め、コルレス先を適正に評価した上で、<u>上級管理職による意思決定</u>を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に審査・判断しているか。</p> <p>口. コルレス先とのテロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する責任分担について文書化する等して明確にするよう努めているか。</p> <p>ハ. コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないこと、及びコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないことについて確認することとしているか。</p> <p>また、確認の結果、コルレス先が架空銀行であった場合又はコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・継続を遮断することとしているか。</p> <p>③ <u>取引時確認や疑わしい取引の届出を含む利用者管理方法について、マニュアル等の作成・従業員に対する周知が行われるとともに、従業員がその適切な運用が可能となるように、適かつ継続的な研修が行われているか。</u></p> <p>④ <u>「取引時確認」や疑わしい取引の検出を含め、従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの濫用に関連する事案についての適切な報告態勢(方針・方法・情報管理体制等)が整備されているか。</u></p> <p>⑤ <u>取引時確認や利用者管理の中で、公的地位等の利用者属性に照らして、問題等が認められた利用者や取引等について、上級管理職による適正に管理・対応するための態勢を有しているか。</u></p> <p>⑥ <u>「取引時確認」や疑わしい取引の届出を含めた利用者管理を的確に行うため、管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者を配置しているか。</u></p> <p>(2) 疑わしい取引の届出を行うに当たって、利用者の属性、取引時の状況その他資金移動業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案する等適切な検討・判断が行われる態勢が整備されているか。特に、<u>疑わしい取引の届出のための態勢整備に当たっては、以下の点を十分留意しているか。</u></p> <p>① 資金移動業者の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マ</p>	<p>⑤ <u>取引時確認等の措置を含む利用者管理方法について、マニュアル等の作成・従業員に対する周知を行うとともに、従業員がその適切な運用が可能となるように、適かつ継続的な研修を行うこと。</u></p> <p>⑥ <u>取引時確認や疑わしい取引の検出を含め、従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの濫用に関連する事案についての適切な報告態勢(方針・方法・情報管理体制等)を整備すること。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>【 I – 2 – 1 – 2 – 1 (1)①へ】</p> <p>【 I – 2 – 1 – 2 – 1 (3)へ】</p>

現 行	改 正 案
<p>ニュアル等により、疑わしい利用者や取引等を検出・監視・分析する態勢が構築されているか。</p> <p>② 上記態勢整備に当たっては、国籍（例：FATFが公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域）、<u>公的地位</u>、利用者が行っている事業等の利用者属性や、外為取引と国内取引との別、利用者属性に照らした取引金額・回数等の取引態様が十分考慮されているか。</p> <p>③ 下記イ.～ハ.のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認を行う態勢が整備されているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認を行う態勢が整備されているか。</p> <p>イ. 取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりますしている疑いがある場合における当該取引</p> <p>ロ. 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引</p> <p>ハ. 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等</p> <p>（新設）</p>	<p>② 法人顧客との取引における実質的支配者の確認や、<u>外国P E P s</u>（注）該当性の確認、個人番号や基礎年金番号の取扱いを含む本人確認書類の適正な取扱いなど、取引時確認を適正に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>（注）犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（以下「犯収法施行令」という。）第12条第3項各号及び犯収法施行規則第15条各号に掲げる外国の元首及び外国政府等において重要な地位を占める者等をいう。</p> <p>とりわけ、犯収法第4条第2項前段及び犯収法施行令第12条各項に定める、下記イ.～二.のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認を行う態勢が整備されているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認を行う態勢が整備されているか。</p> <p>イ. 取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりますしている疑いがある場合における当該取引</p> <p>ロ. 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引</p> <p>ハ. 犯収法施行令第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等</p> <p>二. 外国P E P sに該当する顧客等との取引</p>

現 行	改 正 案
	<p><u>このほか、敷居値以下であるが 1 回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割したものであることが一見して明らかな取引（犯収法施行令第 7 条第 3 項各号に掲げる取引に限る。）については、特定取引とみなして、取引時確認を適切に実施することとしているか。</u></p>
<p>【 I – 2 – 1 – 2 – 1(2) より】</p> <p>【 I – 2 – 1 – 2 – 1(1)② より】</p>	<p>(3) 疑わしい取引の届出を行うに当たって、利用者の属性、取引時の状況その他の資金移動業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案した上で、<u>犯収法第 8 条第 2 項及び犯収法施行規則第 26 条、第 27 条に基づく適切な検討・判断が行われる態勢が整備されているか。</u> <u>当該態勢整備に当たっては、特に以下の点に十分留意しているか。</u></p> <p>① 資金移動業者の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい利用者や取引等を検出・監視・分析する態勢を構築すること。</p> <p>② <u>犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案の上、国籍（例：FATF が公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域）、外国PEPs 該当性、利用者が行っている事業等の利用者属性や、外為取引と国内取引との別、利用者属性に照らした取引金額・回数等の取引様</u><u>その他の事情を十分考慮すること。</u>また、既存顧客との継続取引や高リスク取引等の取引区分に応じて、適切に確認・判断を行うこと。</p> <p>(4) コルレス契約について、<u>犯収法第 9 条、第 11 条及び犯収法施行規則第 28 条、第 32 条に基づき、以下の体制が整備されているか。</u></p> <p>(注) <u>犯収法第 9 条の「外国所在為替取引業者との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」とは、国際決済のために外国所在為替取引業者（コルレス先）との間で電信送金の支払、手形の取立、信用状の取次、決済等の為替業務、資金管理等の銀行業務について委託又は受託する旨の契約（コルレス契約）</u>をいう。</p> <p>イ. コルレス先の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための体制整備の状況及び現地における監督当局の当該コルレス先に対する監督体制等について情報収集し、コルレス先を適正に評価した上で、<u>統括管理者による承認を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に審査・判断するよう努めているか。</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>ロ. コルレス先とのテロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する責任分担について文書化する等して明確にするよう努めているか。</p>
	<p>ハ. コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないこと、及びコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないことについて確認することとしているか。</p> <p>また、確認の結果、コルレス先が架空銀行であった場合又はコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・継続を遮断することとしているか。</p>
<u>(4)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)
<u>(5)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
<u>(6)</u> (略)	<u>(7)</u> (略)
<p>I－2－1－2－2 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された<u>取引時確認・疑わしい取引の届出</u>に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金移動業の利用者の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅡ－3による。）。</p> <p>（注）取引時確認の取扱いについては、別途、犯収法に基づき、必要な措置をとることができるに留意する。</p>	<p>I－2－1－2－2 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された<u>取引時確認等の措置</u>に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金移動業の利用者の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅡ－3による。）。</p> <p>（注）取引時確認の取扱いについては、別途、犯収法に基づき、必要な措置をとることができることに留意する。</p>

現 行	改 正 案																																																
<p>(以下略)</p> <p>資金移動業者登録審査事務チェックリスト (資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制・この章の規定を遵守するために必要な体制) (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適否</th><th>審 査 内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">資金移動業に関する社内規則等(内閣府令第6条第12号)など</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td colspan="2">取引時確認、疑わしい取引の届出に関する社内規則等 (ガイドラインI-2-1-2-1)</td></tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 取引時確認及び疑わしい取引の届出の責任部署が明確化されているか。 <input type="checkbox"/> 取引時確認や疑わしい取引の届出を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢を定めているか。 (新設) </td><td> <input type="checkbox"/> 取引時確認等の措置の責任部署が明確化されているか。 <input type="checkbox"/> 取引時確認等の措置を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢を定めているか。 <input type="checkbox"/> 管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダーリング対策のコンプライアンス担当者など、犯収法第11条第3項の規定による統括管理者として、適切な者を選任・配置しているか。 <input type="checkbox"/> テロ資金供与やマネー・ローンダーリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を行うこととしているか。 <input type="checkbox"/> 適切な従業員採用方針や利用者受入方針を策定しているか。 <input type="checkbox"/> 必要な監査を実施することとしているか。 (削除) </td></tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 適切な従業員採用方針や利用者受入方針を有しているか。 (新設) </td><td> <input type="checkbox"/> </td></tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> コルレス契約について、犯収法第10条および同施行規則第25条に基づき、適切に体制が整備されているか。 </td><td> <input type="checkbox"/> </td></tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 取引時確認や疑わしい取引の届出を含む利用者管理方法について、マニュアル等の作成が行われているか。 </td><td> <input type="checkbox"/> </td></tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの濫用に関連する事案について適切な報告態勢を定めているか。 </td><td> <input type="checkbox"/> </td></tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 取引時確認や利用者管理の中で、利用者属性に照らして、問題等が認められた利用者や取引等について、適正に管理・対応するための態勢を定めているか。 </td><td> <input type="checkbox"/> </td></tr> </tbody> </table>	適否	審 査 内 容	資金移動業に関する社内規則等(内閣府令第6条第12号)など		(略)	(略)	取引時確認、疑わしい取引の届出に関する社内規則等 (ガイドラインI-2-1-2-1)		<input type="checkbox"/> 取引時確認及び疑わしい取引の届出の責任部署が明確化されているか。 <input type="checkbox"/> 取引時確認や疑わしい取引の届出を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢を定めているか。 (新設)	<input type="checkbox"/> 取引時確認等の措置の責任部署が明確化されているか。 <input type="checkbox"/> 取引時確認等の措置を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢を定めているか。 <input type="checkbox"/> 管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダーリング対策のコンプライアンス担当者など、犯収法第11条第3項の規定による統括管理者として、適切な者を選任・配置しているか。 <input type="checkbox"/> テロ資金供与やマネー・ローンダーリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を行うこととしているか。 <input type="checkbox"/> 適切な従業員採用方針や利用者受入方針を策定しているか。 <input type="checkbox"/> 必要な監査を実施することとしているか。 (削除)	<input type="checkbox"/> 適切な従業員採用方針や利用者受入方針を有しているか。 (新設)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> コルレス契約について、犯収法第10条および同施行規則第25条に基づき、適切に体制が整備されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 取引時確認や疑わしい取引の届出を含む利用者管理方法について、マニュアル等の作成が行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの濫用に関連する事案について適切な報告態勢を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 取引時確認や利用者管理の中で、利用者属性に照らして、問題等が認められた利用者や取引等について、適正に管理・対応するための態勢を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<p>(以下略)</p> <p>資金移動業者登録審査事務チェックリスト (資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制・この章の規定を遵守するために必要な体制) (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適否</th><th>審 査 内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">資金移動業に関する社内規則等(内閣府令第6条第12号)など</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td colspan="2">取引時確認等の措置に関する社内規則等</td></tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> </td><td> 取引時確認等の措置の責任部署が明確化されているか。 取引時確認等の措置を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢を定めているか。 <input type="checkbox"/> 管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダーリング対策のコンプライアンス担当者など、犯収法第11条第3項の規定による統括管理者として、適切な者を選任・配置しているか。 <input type="checkbox"/> テロ資金供与やマネー・ローンダーリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を行うこととしているか。 <input type="checkbox"/> 適切な従業員採用方針や利用者受入方針を策定しているか。 <input type="checkbox"/> 必要な監査を実施することとしているか。 (削除) </td></tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> </td><td> <input type="checkbox"/> </td></tr> </tbody> </table>	適否	審 査 内 容	資金移動業に関する社内規則等(内閣府令第6条第12号)など		(略)	(略)	取引時確認等の措置に関する社内規則等		<input type="checkbox"/>	取引時確認等の措置の責任部署が明確化されているか。 取引時確認等の措置を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢を定めているか。 <input type="checkbox"/> 管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダーリング対策のコンプライアンス担当者など、犯収法第11条第3項の規定による統括管理者として、適切な者を選任・配置しているか。 <input type="checkbox"/> テロ資金供与やマネー・ローンダーリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を行うこととしているか。 <input type="checkbox"/> 適切な従業員採用方針や利用者受入方針を策定しているか。 <input type="checkbox"/> 必要な監査を実施することとしているか。 (削除)	<input type="checkbox"/>																	
適否	審 査 内 容																																																
資金移動業に関する社内規則等(内閣府令第6条第12号)など																																																	
(略)	(略)																																																
取引時確認、疑わしい取引の届出に関する社内規則等 (ガイドラインI-2-1-2-1)																																																	
<input type="checkbox"/> 取引時確認及び疑わしい取引の届出の責任部署が明確化されているか。 <input type="checkbox"/> 取引時確認や疑わしい取引の届出を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢を定めているか。 (新設)	<input type="checkbox"/> 取引時確認等の措置の責任部署が明確化されているか。 <input type="checkbox"/> 取引時確認等の措置を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢を定めているか。 <input type="checkbox"/> 管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダーリング対策のコンプライアンス担当者など、犯収法第11条第3項の規定による統括管理者として、適切な者を選任・配置しているか。 <input type="checkbox"/> テロ資金供与やマネー・ローンダーリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を行うこととしているか。 <input type="checkbox"/> 適切な従業員採用方針や利用者受入方針を策定しているか。 <input type="checkbox"/> 必要な監査を実施することとしているか。 (削除)																																																
<input type="checkbox"/> 適切な従業員採用方針や利用者受入方針を有しているか。 (新設)	<input type="checkbox"/>																																																
<input type="checkbox"/> コルレス契約について、犯収法第10条および同施行規則第25条に基づき、適切に体制が整備されているか。	<input type="checkbox"/>																																																
<input type="checkbox"/> 取引時確認や疑わしい取引の届出を含む利用者管理方法について、マニュアル等の作成が行われているか。	<input type="checkbox"/>																																																
<input type="checkbox"/> 従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの濫用に関連する事案について適切な報告態勢を定めているか。	<input type="checkbox"/>																																																
<input type="checkbox"/> 取引時確認や利用者管理の中で、利用者属性に照らして、問題等が認められた利用者や取引等について、適正に管理・対応するための態勢を定めているか。	<input type="checkbox"/>																																																
適否	審 査 内 容																																																
資金移動業に関する社内規則等(内閣府令第6条第12号)など																																																	
(略)	(略)																																																
取引時確認等の措置に関する社内規則等																																																	
<input type="checkbox"/>	取引時確認等の措置の責任部署が明確化されているか。 取引時確認等の措置を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢を定めているか。 <input type="checkbox"/> 管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダーリング対策のコンプライアンス担当者など、犯収法第11条第3項の規定による統括管理者として、適切な者を選任・配置しているか。 <input type="checkbox"/> テロ資金供与やマネー・ローンダーリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を行うこととしているか。 <input type="checkbox"/> 適切な従業員採用方針や利用者受入方針を策定しているか。 <input type="checkbox"/> 必要な監査を実施することとしているか。 (削除)																																																
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																
	7																																																

現 行		改 正 案	
<input type="checkbox"/> 管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダーリング対策のコンプライアンス担当者を配置しているか。 (新設)		<input type="checkbox"/> (削除)	
<input type="checkbox"/> システム、マニュアル等により、疑わしい利用者や取引等を検出・監視・分析することとしているか。 (新設)		<input type="checkbox"/> 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に(再)取引時確認が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正な確認が行うこととしているか。	
<input type="checkbox"/> 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に(再)取引時確認が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認が行われているか。		<input type="checkbox"/> システム、マニュアル等により、疑わしい利用者や取引等を検出・監視・分析することとしているか。 コルレス契約について、犯収法第9条、第11条及び同施行規則第28条、第32条に基づき、適切に体制が整備されているか。	
<input type="checkbox"/> 資金移動業者が提供している資金移動サービスについて、捜査機関等から当該為替取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して、犯罪行為が行われた疑いがある場合について、以下の態勢が整備されているか。 ① 速やかに犯罪行為に利用された疑いのある当該為替取引を停止するための態勢 ② 口座開設契約等を締結している者が当該契約を犯罪行為に利用していると疑われる場合には、当該者に対する資金の払出しを停止するための態勢		<input type="checkbox"/> (削除) <input type="checkbox"/> 資金移動業者が提供している資金移動サービスについて、捜査機関等から当該為替取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して、犯罪行為が行われた疑いがある場合について、以下の態勢が整備されているか。 ① 速やかに犯罪行為に利用された疑いのある当該為替取引を停止するための態勢 ② 口座開設契約等を締結している者が当該契約を犯罪行為に利用していると疑われる場合には、当該者に対する資金の払出しを停止するための態勢	
(略)	(略)	(略)	(略)